

船舶事故調査報告書

平成27年2月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	平成26年9月27日 05時35分ごろ
発生場所	秋田県男鹿市生鼻 ^{おえぼな} 崎西南西方沖 男鹿市所在の脇本港第5防波堤灯台から真方位242° 770m付近 （概位 北緯39° 53.9′ 東経139° 53.2′）
事故調査の経過	平成26年9月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三 ^{ふじ} 藤丸、1.91トン AT3-6262（漁船登録番号）、個人所有 7.10m(Lr)×1.73m×0.71m、FRP ガソリン機関、30kW（動力漁船登録票による）、昭和53年12月16日
乗組員等に関する情報	船長 男性 81歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月9日 免許証交付日 平成26年2月17日 （平成32年1月11日まで有効）
死傷者等	重傷 1人（船長）
損傷	全損
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、生鼻崎西南西方400m付近に設置していた刺し網の揚網作業を終えて南進中、平成26年9月27日05時30分ごろ、船外機に別の船が設置した刺し網を巻き込み、航行不能となった。</p> <p>本船は、船外機をチルトアップし、巻き込んだ刺し網の切断を試みたが、プロペラから取り除くことができず、船外機を使用できない状態で、南東方からの風波に圧流され、05時35分ごろ陸岸に設置された消波ブロックに本船右舷側が衝突した。</p> <p>船長は、消波ブロックの間に避難した。</p> <p>消波ブロックの近くにいた通行人は、本船の絡網及び消波ブロックへの衝突を目撃し、118番通報した。</p>

	<p>僚船の船長は、付近で刺し網漁の揚網作業を開始しようとしたところ、本船の絡網及び消波ブロックへの衝突を目撃し、救助のために男鹿市脇本漁港に戻り、陸から現場に向かった。</p> <p>船長は、来援した海上保安部、消防、僚船の船長等により救助されたが、右肩の脱臼、全身打撲等を負い、秋田市内の病院へ搬送された。</p> <p>本船は、波を受けて転覆した後、消波ブロックに打ち付けられて大破した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約2～3m/s、視界 良好</p> <p>海象：消波ブロックに南東方から打ち寄せる波</p>
その他の事項	<p>船長は、刺し網が陸岸に対して斜めに設置されており、陸岸から離れている方から陸岸に向けて揚網作業を開始し、揚げ終えた際、本船が消波ブロックから約15～20mしか離れておらず、波が打ち寄せており、消波ブロック沿いに帰港することは危険であると判断し、消波ブロックから離れて脇本漁港に戻ろうとして南進した。</p> <p>船長は、アンカーを装備していたが、本船が圧流されていたとき、プロペラに巻き込んだ刺し網を取り外すことに専念しており、アンカーの投入に思い付かなかった。</p> <p>本事故発生場所付近の水深は約2～4mであり、本船の刺し網以外にも別の船の刺し網が設置されており、両刺し網の幅は約2mで、それぞれの刺し網の端にはボンデン及び印となる旗が取り付けられていた。</p> <p>船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>あり</p> <p>本船は、生鼻崎西南西方に設置していた刺し網の揚網作業を終えて南進中、船外機に刺し網を巻き込んで航行できなくなったことから、南東方からの風波に圧流されて消波ブロックに衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> <p>本船は、刺し網を揚げ終えた際、消波ブロックに近く、船長が消波ブロック沿いに帰港することは危険であると判断したことから、消波ブロックから離れようとして南進中、船外機に刺し網を巻き込んだものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、生鼻崎西南西方に設置していた刺し網の揚網作業を終えて南進中、船外機に刺し網を巻き込んで航行できなくなったため、南東方からの風波に圧流されて消波ブロックに衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 航行する際、刺し網の場所を確認すること。・ 陸岸に近い場所で、プロペラに漁具を巻き込むなどして航行不能となった際、速やかにアンカーを投入すること。
--	--